

千葉県稲毛区選挙管理委員会告示第25号

令和3年3月21日執行の千葉市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項、第4項又は第5項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和3年3月7日

千葉県稲毛区選挙管理委員会委員長 三浦 邦宏

区 分	場 所	日 時
公職選挙法第62条 第2項の規定によるくじ	千葉県稲毛区役所内 千葉県稲毛区選挙管 理委員会	令和3年3月18日 午後5時25分
公職選挙法第62条 第4項の規定によるくじ	同 上	令和3年3月18日 午後5時30分
公職選挙法第62条 第5項の規定によるくじ	同 上	事実発生の都度